

2015年2月27日（金曜日）18:00～19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています

司法が原発再稼働を止める日本初のケース

黙っていたら
“YES” と同じです

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2016年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被爆問題の解決に關し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL 表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてくださいれば幸いです。

- 関電はなぜ、高浜再稼働時期を 2015 年 11 月としたか？
- 大飯・高浜原発再稼働と「仮処分命令」申し立て事件
- 「仮処分命令」で、大飯・高浜原発は再稼働できない
- 福井地裁判決の展開する、「原発は万が一にでも苛酷事故を起こしてはならない」=「原発リスクゼロ論」
- 福島原発事故後、原発に対する考え方は劇的に変わった
- 原子力規制委員会－規制基準、基準地震動評価手法の盲点
- 2014 年 11 月 27 日の大津地裁判決の意味
- 「仮処分命令申立」を何故緊急に行わなくてはならなかったか？－福井地裁判決を無視する関電・規制委、原発自治体…
- 2015 年 1 月 28 日第 1 回審尋で関西電力の示した反論
- 第 2 回審尋が「3 月 11 日」と決まった意味
- 大切なことは、司法（福井地裁）を応援し、勇気づけること

1 12A版 2015年(平成27年)2月13日(金) 毎 日 新 聞 第47582号

高浜原発「合格」決定

関電11月再稼働想定

3.4号機 新基準 2 例目

[illegible]

関電はなぜ、高浜再稼働時期を2015年11月としたか？

関西電力は、2015年2月12日、高浜原発の原子炉設置変更許可が正式におりた直後、高浜原発の再稼動時期を、2015年11月と発表しました。図1は関電発表を読者に取り次ぐ毎日新聞の記事です。理由は「原子炉設置変更許可」の後、審査合格の3要件のうち、「3号機工事計画認可」「4号機工事計画認可」「保安規定認可」を取りつけるのに時間がかかることと、「地元同意」を取りつけるのに時間がかかることをあげています。

しかし、私は「おかしいなあ」と思います。

というのは、**昨年 12 月、高浜原発「原子炉設置変更許可」**
 の審査書案が出た時には、「できるだけ早い時期の再稼動を」と
 述べ、「工事計画認可」「保安規定認可」の審査と、「地元同意取
 りつけ」（関電は、「地元同意取りつけ」は再稼動への法的要件ではない、
 と主張し、安全協定に基づいて福井県と高浜町の事前了解で十分、とし
 ています）を同時並行で進め、**15 年 3 月には再稼動する**、また
 そうでなければ、化石燃料費増大で経営状態はさらに苦しくな
 る、と述べていたからです。実際には、「工事計画認可」「保安
 規定認可」の審査に相当に時間がかかることが関電にもわかつ
 てきたことが確かに理由としてありますが、高浜原発再稼動を
 めぐる客観条件は、**昨年 12 月と今年 1・2 月とを比べ、大き
 くは変わっていません**。実際に朝日新聞や共同通信は、「再稼動
 は 2015 年夏以降」としています。

にもかかわらず、年が明けてなぜ関電は再稼働時期を「2015年11月」としたのか、この1-2月で関電の「再稼働戦略」にどんな変化が生じたのか、何があったのか、そしてそのことは私たちにどんな意味をもたらすのか、それが今回チラシのテーマです。

大飯・高浜原発運転差止め 仮処分命令申し立て

2014 年 12 月 5 日、「大飯・高浜仮処分命令
福井支援の会」などが、福井地裁に「大飯原発 3、
4 号機、高浜原発 3、4 号機運転差止め仮処分命令」
(以下「仮処分命令」)を求めて申し立てを行いました。
申し立てを行ったのは、2014 年 5 月 21 日、同じく「大飯原発運転差止め判決」を、福井地裁(樋口
英明裁判長)から引き出した同じ市民グループです。
この地裁判決に対して関電はすぐ控訴を行い、現在名古屋高裁金沢支部で係争中です。この裁判とは別個に、この市民グループは、民事訴訟として「仮処分命令」を申し立てました。裁判長は、福井地裁判決の時と同様、樋口英明氏です。

実は、この「仮処分命令」申し立てこそが、関西電力の「原発再稼働戦略」を大きく狂わせることになったのです。

- 枠は原発から 250km 圏

大飯・高浜原発再稼働と「仮処分命令」申し立て事件

大飯原発にしる、すでに「原子炉設置変更許可」が規制委員会から出された高浜原発にしる、また九州電力の川内原発にしる、再稼働にいたるためには、**2つの法的要件**をみたさなければなりません。すなわち「**規制基準適合**」(合格)と「**30km 圏地元同意取りつけ**」です。(12 頁表 18「原発再稼働許可までの法的手続きフローチャート参照のこと」) 2015 年 2 月 27 日の今日時点で、規制基準に適合した原発は、マスコミ報道とは違って、**1 基もありません**。高浜原発も川内原発もまだ適合要件を満たしていません。ましてや「**30km 圏地元同意取りつけ**」を完了した原発など、**現時点で一つもありません**。再稼働をめぐる、現在日本の各地で、経産省・電力会社など原発推進グループと反・脱原発市民グループとの間で壮絶な戦いがつづいています。マスコミはこうした市民グループの動きに注意を払っていないか、あるいは知っていてもあえて無視する態度に出ており、従ってマスコミ報道に頼っている限り、「反・脱原発運動は下降線に向かっていく」という印象を受けますが、実際にはそうではありません。

こうした再稼働へ向けての法的手続きの流れとは、全く別な流れが、司法で「原発再稼働を止める」という動きです。

この流れが、その輪郭をくっきりさせた事件が、2015 年 5 月 21 日に出された「大飯原発 3、4 号機の運転停止を命ずる」とした福井地裁判決でした。しかし福井地裁判決に対しては、関西電力が直ちに控訴、現在名古屋高裁金沢支部で争われています。また仮に高裁で関電敗訴となっても、関電は直ちに最高裁に上告するでしょう。最高裁で関電敗訴になってはじめて、福井地裁判決が確定し、関西電力は法的に大飯原発を運転できなくなります。この先、道はまだ長いのです。

しかしだからといって、福井地裁判決の歴史的意義がいささかなりとも損なわれるものではありません。

福井地裁判決の意義は、福島原発事故後はじめて、司法の立場から、日本国憲法に根拠を置いて、私たちが原発に反対する明確な法的根拠と反原発の論理を与えてくれたことにあります。

「何故私たちが避難を覚悟してまで、原発再稼働をしなければならぬのか?」「私たちの生命・財産、生活の基盤確保といった基本的人権の価値はいったいどこへ行ってしまったのか?」「私たちに避難を強いるほど、私たちの生命・健康を害してまで、なぜ原発再稼働を認めなくてはならぬのか?」「たかだか電気を作る一手段に過ぎない原発はそこまで偉いのか?それほど価値が大きいものなのか?」といった**漠然とした私たちの疑問に、福井地裁判決は明確な法的根拠と原発と戦う論理を与えてくれた**のでした。

しかし、このままでは、日本の原発はいずれ再稼働してしまいます。時間の問題です。

ですから、福井地裁判決を引き出した市民グループは「仮処分命令申立」という民事訴訟手段に訴えたのです。

表 1 が「仮処分命令申立」で福井地裁に提出された書面です。「申立書」と別紙 (A4 版 17 頁) に加え、以下を提出。

第一準備書面 = 福井地裁判決を基礎として大飯原発に当てはまることは高浜原発にも当てはまることを説明 (A4 版 24 頁)

第二準備書面 = 現在名古屋高裁金沢支部で係争中の福井地裁判決の控訴審で、関西電力が展開する主張に対する全面的反論 (A4 版 57 頁)

<3 頁に続く>

表 1 大飯原発 3・4 号機 高浜原発 3・4 号機 運転差止仮処分申立の概要

1. 申立書 本文 (A4 版 54 頁)
2. 申立書 別紙 1 乃至 4 (A4 版 17 頁)
(申立書に付随する図・表・法令引用など参考資料)

以下は申立書を支える証拠書類に相当する

3. 第一準備書面 (A4 版 24 頁)

原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続

現在、新規規制基準が策定され各地の原発で様々な施策が採られようとしているが、新規規制基準には外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるまで強度を上げる、基準地震動を大幅に引き上げこれに合わせて設備の強度を高める工事を施工する、使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む等の措置は盛り込まれていない (仮処分申立書別紙 4 参照)。したがって、債務者の再稼働申請に基づき、第 2、第 3 に摘示した問題点が解消されることがないまま新規規制基準の審査を通過し本件原発が稼働に至る可能性がある。こうした場合、本件原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続することとなる。

以上のとおり、福井地裁判決の判決理由その他を基礎に考えれば、本件大飯原発はもちろんのこと、本件高浜原発についてもその運転によって直接的に債権者らの人格権が侵害される具体的な危険があることは明らかである。

(引用抜粋 第一準備書面 23-24 頁)

4. 第二準備書面 (A4 版 100 頁)

第 5 章 結語

以上のとおり、原判決は、誰もが認める科学的事実を前提に判断したものであって、法的にも科学的にもきわめて適切な判断がなされたものであり、原判決に対する債務者の控訴に理由はない。

(引用抜粋 第二準備書面 100 頁)

5. 第三準備書面 (A4 版 57 頁)

目次

- 第 1 再稼働により生じる事故発生危険性について…………… 2 頁
- 第 2 津波による事故発生危険性について…………… 6 頁
- 第 3 深層崩壊等による事故発生危険性について…………… 1 4 頁
- 第 4 土砂災害による事故発生危険性について…………… 2 6 頁
- 第 5 本件原発の老朽化による事故発生危険性について…………… 2 9 頁
- 第 6 再循環サンプの閉塞による事故発生危険性について…………… 5 0 頁

(引用抜粋 第三準備書面 1 頁)

9 小括

以上の問題点を概略的に述べれば以下のような事象を招くものである。

- ①配管破断事故発生
- ②高温高压の水蒸気噴出
- ③配管機器に巻かれた保温材破壊
- ④サンプストレーナフィルターに繊維保温材が全体に張り付き
- ⑤繊維保温材が全体に張り付き、さらに細かい粒子状のごみが付着する
- ⑥フィルターが目詰まり
- ⑦一次冷却水の再循環サンプへの流入量確保できず (NPSH 低下)
- ⑧ ECCS ポンプの機能喪失
- ⑨炉心冷却失敗
- ⑩炉心溶融
- ⑪格納容器破損
- ⑫環境へ核分裂生成物放出

(引用抜粋 第三準備書面 56 頁)

6. 第四準備書面 (A4 版 149 頁)

原発の耐震設計における当たり前過ぎる問題を、事業者、国、裁判所が一体となって、あえて無視してこれまで原発の運転はなされてきた。しかし、自然は、容赦なく、巨大な現象として立ち現われ、原子炉を破壊に導く。極めて大きな地震動を本件原発に与えたときに、本件原発がその地震動に耐えられる保証は何もない。そのときには、本件原子炉は、新規規制基準も認める「大規模損壊」となって、多量の放射性物質を環境中に一気に放出する。日本の破滅すらもたらしかねない本件原発の稼働を阻止するのは、まさしく本裁判に与えられた極めて重大な任務である。このことを、当裁判所も肝に銘じて認識する必要がある。

(引用抜粋 第四準備書面 149 頁)

7. 第五準備書面 (A4 版 33 頁)

5 結論

以上のとおり、本件高浜原発で策定されている基準地震動 S_s (700ガル) は、震源を特定して策定する地震動においても、震源を特定せず策定する地震動においても極めて過小である。

よって、本件高浜原発は、耐震設計上の安全性を欠くものとして、直ちに差止められることが必要である。

(引用抜粋 第五準備書面 33 頁)

第三準備書面＝2014 年 11 月 27 日、同様に「大飯・高浜原発運転差止め命令仮処分命令申立」訴訟に対する大津地裁判決（**申し立て却下**）での、原告側主張を整理、さらに大津地裁判決の評価（A4 版 57 頁）

第四準備書面＝福井地裁判決で原告側が主張した「基準地震動」想定手法の誤りについて総論の発展形（A4 版 149 頁）

第五準備書面＝第四準備書面での総論を大飯・高浜原発にあてはめた個別論（A4 版 33 頁）

以上ご覧になっておわかりのように、「仮処分命令」申し立てにおいても、福井地裁判決は、申し立ての根幹であり、その理論の支柱なのです。

「仮処分命令」で、大飯・高浜原発は再稼働できない

「福井地裁判決」は、今後高裁→最高裁と争いが継続され、決着には時間がかかるだろうことは前述の通りです。**つまり即効性がない**のです。関電の狙いもそこにあります。明らかに裁判の長期化を狙っているのです。

しかし今回の「**仮処分命令申立**」はそうではありません。福井地裁から「仮処分命令」が出されれば、「大飯・高浜原発の再稼働禁止」は直ちに有効です。**つまり即効性がある**のです。ここが決定的な違いです。関西電力が「仮処分命令」を取り消すためには上級審に控訴しなければなりません。そして上級審で命令取消しがなされるまで、福井地裁「仮処分命令」決定は有効です。

関電の立場に立ってみましょう。福井地裁判決は前述のように長期戦に持ち込むことができます。それでは今回の「仮処分命令」にはどう対処するか？「仮処分命令」が却下されればそれでよし、「仮処分命令」が決定されれば、それを取り消させなければならぬ、どちらにせよ「仮処分命令決定」までは時間を稼がなくてはなりません。しかしいったん「仮処分命令」が出されれば、今度はそれを取り消すために、裁判の進行を急がねばなりません。「福井地裁判決」の進行とは全く逆転した対応をしなければなりません。これは至難のわざです。

それでは「仮処分命令」が出される可能性があるのか、これが関電にとって大問題となります。後でも詳しく見ますが、**現在のところ「仮処分命令」が出される公算が大きい**のです。

というのは申し立てをした側（**民事裁判ですから用語は「債権者」**）は、福井地裁判決を全面的に援用していますから、「法と正義」の立場からすると、圧倒的に有利です。福井地裁判決はすでに「大飯原発運転差止め」を命令しています。さらに今回、「仮処分命令申立事件」を担当する裁判長は、「福井地裁判決」を担当した同じ裁判長、樋口英明氏です。

ですから関電が「仮処分命令申立」却下にもっていくには、福井地裁判決を覆すだけの新たな証拠を提出するか、あるいは「法と正義」以外の何らかの政治的要素を持ち込むしか道はありません。（**この場合は当然水面下で工作が行われることになるでしょうが…**）

やや私も興味本位にのめり込みすぎたくらいがあります。（**「反原発」を離れても、それほど面白い事件なのです。**）

表 4 が、今回「仮処分命令」申立書の目次です。内容はほぼ福井地裁判決の中身を下敷きにして、「**仮処分によって保全されるのは“人格権”**」（目次第 2）であること、なぜ今保全を申し立てる必要があるのか（目次第 3）、担保（**仮処分命令申立てには通常、債務者が被るかも知れない損害を想定して担保が必要**です）をとってはならないこと（目次第 4）が理路整然と述べられています。

表 2 大飯原発 3・4 号機 高浜原発 3・4 号機運転差止め仮処分申立の理由

目次	
第 1 前提事実	4
1 当事者	4
2 本件原発及びその周辺の概要	4
3 原子力発電所の仕組み	7
4 本件原発の構造	8
5 使用済み核燃料	12
6 本件原発に係る安全性の審査の経緯、方法	13
7 新規制基準及び再稼働申請	19
8 チェルノブイリ原発事故	21
9 東日本大震災及び福島原発事故（甲 1・2 4、150 頁）	22
10 日本の原発に基準地震動 S 1、基準地震動 S 2、基準地震動 S s を上回る地震が到来した事例	24
第 2 仮処分により保全すべき権利	25
1 はじめに	25
2 本件仮処分申立ての被保全権利と判断の基準	25
3 債権者ら準備書面の構成について	28
4 被保全権利につき、他の裁判所も福井地裁判決と同様の理解に立っていること	31
第 3 保全の必要性	34
1 福井地裁判決を無視して本件原発が再稼働されようとしていること	34
2 本件原発の再稼働は迫っており、本件仮処分の申立てによって運転を差し止めなければ、再稼働により人格権侵害の危険が顕在化すること	41
3 判例・通説に照らせば、本件において、現時点における保全の必要性は肯定されること	46
第 4 担保は不要であること	48
1 裁判官が考慮すべきファクター	49
2 被保全権利や保全の必要性の疎明の程度について	49
3 予想される債務者の被害について	50
4 担保を供させることが正義・公平の観点から適切か否かについて	52
5 まとめ（本件仮処分は無担保で発せられるべきこと）	54
第 5 結語	54

【資料参照】大飯・高浜原発を仮処分福井の会「仮処分申立書 目次」2～3 頁
<http://adieunpp.com/karisasitome/mousitatesyo.files/mousitatesyo.pdf>

表 3 大飯原発 3・4 号機 高浜原発 3・4 号機運転差止め仮処分 第 5 結語

債権者らは、我が国を愛するが故に本件仮処分の申立てをした。本件申立ては、大津地裁仮処分決定（却下決定）に失望した者たちが急遽申し立てたものであり、時間的余裕がなく 9 名による申立てとなったが、その背後には極めて多くの市民が支持をしている。しかるに、政府及び債務者を含む全電力会社は原発再稼働へ血道を上げている。国民はアンケートによれば 7 割前後が脱原発賛成なのに、いざ選挙となると原発推進政党が大勝している。それは選挙制度のゆがみ及び国民の投票行動の曖昧さ（意見は脱原発であるにもかかわらず、しがらみや目先の利益を優先させて、地元の原発推進候補に投票してしまうなど）によるものである。民主主義が時として犯す誤りである。そのようなときこそ司法の出番である。司法は多数決や政権政党の思惑とは無関係に、法と事実と正義に基づいて裁判を行うことができるからである。**現状においては、司法のみが国を、西日本を、北陸を、原子力災害から救うことができる。**

福井地裁判決の論理的、必然的帰結として、本件仮処分は認容されるべきである。

債権者らは、**祈りともいうべき思いを込めて本件申立てを行うものである。**

※赤字は当方による強調

【資料参照】大飯・高浜原発を仮処分福井の会「仮処分申立書 結語」54 頁
<http://adieunpp.com/karisasitome/mousitatesyo.files/mousitatesyo.pdf>

<3 頁より続き>

そして、「結語」(目次第 5)へと続きます。3 頁表 3 が「結語」の全文です。「結語」は、2014 年 11 月 27 日の大津地裁「仮処分申し立て却下決定」に危機感をもち、急きよこの「仮処分申立」をしたこと、多くの国民が原発に嫌悪感を抱いているにも係わらずそれが国政に反映されないのは、「民主主義が時として犯す誤り」であること(あるいはまだ日本の民主主義が 100% 利益誘導型の段階に止まっていることの証拠かもしれません)、現状では政治の力で原発再稼働を止めることは難しいこと、そして次のようにいいます。

「そのような時にこそ司法の出番である。司法は…法と事実と正義に基づいて裁判を行うことができる」からであり、その意味で、原発がもたらす悲惨な状況から「司法のみが、国を、西日本を、北陸を、原子力災害から救うことができる」と結んでいます。法と事実と正義と道理にのみ基づいて出された福井地裁判決を見せつけられている私には、この言葉は、司法に対する単なる期待以上の説得力をもって響きます。

私とすれば、是非多くの皆さんに、この「申立書」を読んでもいただきたいと思います。特に「原発がなければ電気がたりない」、「原発がなければ電気料金が上がる」、「原発による電気は日本の基幹エネルギーである」、「原発で地域経済を活性化できる」と考えている多くの「原発賛成論者」あるいは「消極的容認論者」の人たちに読んでいただきたいと思います。

原子力規制委員会の「新規規制基準適合」で原発が再稼働しても、「第 2 の福島事故」の危険は全く去らないこと、特に規制基準の「基準地震動評価の手法」は、「学術的真理」をそのまま、原子力災害防止政策上の真理」に持ち込むという誤りを犯していること、などがよく理解されると思います。その意味で規制委員会の規制基準は、新たな「原発安全神話」を生み出しているともいえます。

福井地裁判決の展開する、「原発は万が一にでも苛酷事故を起こしてはならない」=「原発リスクゼロ論」

「申立書」の趣旨を理解するには、その下敷きとなっている「福井地裁判決」のエッセンスを大筋理解しておく必要があります。「福井地裁判決」の論理構成は「申立書」をベースに表 4 にまとめておきました。また同じく福井地裁判決のよって立つ判断基準は表 5 にまとめておきました。ひとつのまとめとして参考に見て下さい。福井地裁判決を読むことが一番望ましいわけですが、より簡易的には「申立書」を読んで手っ取り早く理解してしまうのもひとつの手法として有効です。

私が福井判決で一番注目するのは、やはり原発推進論者の出発点である「科学技術論」からではなく、日本国憲法から出発している点です。そして「人格権以上の価値はない」(表 4 の (1))として「これが万が一にでも犯される具体的危険があつてはならない」(憲法違反)と指摘します。

大飯原発にあてはめれば、この危険は抽象的にではなく、具体的に確かに存在し、「このような具体的危険性が、万が一にでもあれば、その(大飯原発)の差止めが認められるのは当然」(表 5 (4))とします。

つまり福井地裁判決は、原発が苛酷事故を起こして放射能を環境にまき散らす危険は、万が一にもあつてはならないとし、明確に「原発リスクゼロ論」を展開しています。この点、「原発は苛酷事故ゼロではない」(原発リスク論)を展開する原子力規制委員会とは鋭い思想上の対立を見せています。私たちがどちらの立場をとるのか、これがまず第一番目の分かれ目です。

表 4

福井地裁判決の論理構成

- (1) 人の生命を基礎とする**人格権**は日本の法制下でこれを超える価値を他に見出すことができない**最も重要な価値**である。
- (2) 原発の稼働は**経済活動の自由**という範疇にあり、**人格権より劣位**に置かれる。
- (3) 原発はひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす。
- (4) このような事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた**安全性と高度の信頼性**が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。
- (5) 個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権である。**人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。**
- (6) したがって、この人格権、とりわけ生命を守り生活を維持するという**人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できる。**人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多人数の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差し止めの要請が強く働くのは理の当然でもある。

(2014 年 12 月 5 日付「大飯原発 3、4 号機及び高浜原発 3、4 号機運転差止め仮処分命令申し立て事件 仮処分申立書」の福井地裁判決引用部分<25 頁から 26 頁>をもとに作成。赤字は当方の強調)

表 5

福井地裁判決 - 判断基準の論理構成

- (1) 原発に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなくてはならず、**万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。**
- (2) 原発は電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから(原子力基本法 2 条)。原発の稼働は電気を生み出すための一手段たる**経済活動の自由**(憲法 22 条 1 項)に属する。**憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれる。**
- (3) 大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性のあるのは、原発事故のほかは想定しがたい。
- (4) **少なくともこのような事態を具体的危険性が万が一にでもあれば、その差し止めが認められるのは当然である。**

* 福井地裁判決は、事実上「原発リスクゼロ論」を展開している。このことは「絶対安全な原発はない。リスクゼロの原発はない」(原発リスク論)を展開する原子力規制委員会とその規制基準の考え方と鋭い対立をなしている。

(2014 年 12 月 5 日付「仮処分申立書」の福井地裁判決引用部分<27 頁から 28 頁>をもとに作成。赤字は当方の強調)

福島原発事故後、原発に対する考え方は劇的に変わった

表 6 仮処分命令申立書を読むための基本用語	
(順序は申立書目次順)	
第 1 前提事実	
債権者	申し立て人。大飯・高浜原発から 250km 圏内に居住する者
債務者	関西電力株式会社
プルサーマル	原子炉にウラン酸化物燃料に加えプルトニウムの混合酸化物を使用(最大 1 / 3)を使用する発電法またはその原子炉
PWR	加圧水型軽水炉
BWR	沸騰水型軽水炉
使用済燃料ピット	使用済核燃料プールのこと。電力業界はこう呼んでいる
ECCS	非常用炉心冷却設備。冷却材喪失が発生した時、炉心を冷却する設備
外部電源	原発は自ら発電した電気を使用できるが、外部変電所から受電もできる。
SBO	全交流電源喪失。発電機、外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの電力供給がすべて喪失した状態。蓄電池や非常用発電装置(直流電源)に依存せざるをえない
地震動	地震発生エネルギーが特定地点に達し、その地点を地盤を揺らす当該揺れのこと。数値表示の単位はガル
設計用最強地震	歴史資料などから、当該原発敷地及びその周辺で想定される地震のうち、もっとも影響の大きいと想定される地震(果たして想定できるのかどうか大きな疑問だが)
基準地震動 S1	旧耐震設計審査指針のいいかたで、設計用限界地震のこと。設計用最強地震を上回る地震のうち、もっとも影響が大きいと想定される地震。S1 に対しては損傷や祖型変形しないことが求められていた
基準地震動 S2	おなじく旧耐震設計審査指針のいいかたで、設計用限界地震のこと。設計用最強地震を上回る地震のうち、もっとも影響が大きいと想定される地震。S2 に対しては機能喪失しないことが求められていた
基準地震動 Ss	現行耐震設計審査指針のいいかた。極めてまれであるが発生する地震で、施設に大きな影響を与える都想定される地震動。発電用原子炉の重要施設は Ss に対して全機能保持が求められている。
耐震裕度	基準地震動に対して原発重要施設が持っている耐震性の余裕
ストレステスト	発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価
最終ヒートシンク喪失	燃料を冷やすための海水を取水できない事態
クリフエッジ	原発プラント状況が急変する地震、津波などの負荷のレベル。限界点。崖っぷち
起因事象	有効な収束手段がとられなければ、核燃料が重大な損傷にいたる可能性のある事象
最大加速度	地震で地盤が振動する速度の単位時間あたりの変化の割合で最大速度
規制基準	「実用発電炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」と「実用発電炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」をあわせたい方の略称
規制基準適合 3 要件	「原子炉設置変更許可」(改正原子炉等規制法 43 条の 3 の 8 第 1 及び 2 項、3 の 6 第 1 項)、「工事計画(変更)認可」(同 45 条の 3 の 9 第 1 項及び第 2 項)、「保安規定(変更)認可」(同 43 条の 3 の 24 第 1 項)、の 3 つの許認可
スクラム停止	原子炉が緊急に停止すること
地震動のはざとり波	観測された地震動を基準地震動と比較するため解析作業を経て評価された地震動
応答スペクトル	地震動が、いろいろな固有周期を持つ構造物に対して、それぞれどの程度の大きさの揺れ(応答)をするか、縦軸に加速度や速度などの最大応答値を、横軸に固有周期をとって描いたデータ
第 2 仮処分による保全すべき権利	
仮処分で保全する権利	妨害予防請求権。権利を有する者が、その権利の支配に対して将来妨害されるおそれがある場合に、そのおそれを除去するよう請求する権利。この場合は人格権

ここで司法が、いったい全体、「原発」という科学技術的課題を裁けるのだろうか、という疑問が生じます。これまでも科学技術上の問題は司法の判断にはなじまないとして多くの訴訟が門前払いにされました。しかし、福島原発事故後、原発に対する考え方は劇的に変わりました。

現在でも福井地裁判決批判の論調の一つに、「**原発の安全性については、純科学技術論的に論じられるべきで、裁判所が扱える問題ではない。非科学的かつ感情的な判決である**」というものが根強くあります。また「**科学技術的に見て、原発に絶対安全を求めることはできない。原発は絶対安全でなければならない、とする福井地裁判決は非科学的であり、誤った判決だ**」という批判もあります。

これに対して福井地裁判決はいいいます。

新しい技術の有する危険性が明確でない場合には、裁判所がその差止めを判断することは困難を極める、しかし、その危険性が明確であり、その技術のもたらす危険の性質と被害の大きさが判明している場合には、その技術の安全性が保持されているかを裁判所が判断すればいいだけだから、「**危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかと**」**いった葛藤が生じることはない**」(表 7 参照のこと)

つまり福島原発事故前は、「新しい技術」(原発)のもたらす危険性は明確ではなかったが、事故後は明確になった、またそのもたらす被害の大きさも明確である、従って裁判所が問題を扱い、判断するのは当然としています。

そしてさらに進めて「**福島原発事故の後において、この判断を避ける(依然として門前払いを続ける)ことは裁判所に課せられた最も重大な責務を放棄するに等しい**」(表 7)と結んでいます。けだし当然だと私も思います。

表 6 は「申立書」を読む際の用語説明を「申立書」記述にそってまとめたものです。読む際に参考にして下さい。

表 7 「仮処分申立書」より「福井地裁判決」抜粋

「**新しい技術が潜在的に有する危険性を許さないとすれば社会の発展はなくなるから、新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさが明確でない場合には、その技術の実施の差止めの可否を裁判所において判断することは困難を極める。しかし、技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになるから、この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかと**」**いった葛藤が生じることはない。原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。**

※赤字は当方による強調

【資料参照】大飯・高浜原発を仮処分福井の会「仮処分申立書」27～28 頁 <http://adieunpp.com/karisasitome/mousitatesyo.files/mousitatesyo.pdf>

<参照資料>「仮処分申立書」2014 年 12 月 5 日、など。

原子力規制委員会－規制基準、基準地震動評価手法の盲点

「申立書」の中で、注目すべき技術的論点の一つは、原子力規制委員会の規制基準の中で、「基準地震動評価手法」の盲点ともいべきポイントだと思います。「申立書」は本文の各所でこの問題を扱っているほか、第四準備書面（総論）、第五準備書面（大飯・高浜原発の基準地震動に関する各論）でもこの問題を扱っています。準備書面ではかなり専門的内容で多岐にわたって論じていますが、専門的な話を飛ばして、簡単にいってしまえば、原子力規制委員会の基準地震動評価手法に問題があるというものです。

いうまでもなく原発は大量の核燃料を抱えています。核燃料は閉じこめられてこそ安全性が保たれます。その「閉じ込め」機能を担っているのは、建屋や格納容器・圧力容器といった設備です。建屋や設備が地震で破壊されてしまえば、福島原発事故以上の大惨事を招くのは間違いありません。

ですから地震に対して十分な耐震性をもった建物・設備でなくてはなりません。この耐震性を測る基準は「地震動」です。揺れの大きさのことです。単位は加速度の単位「ガル」を使用しています。耐震性の目安として、各原発は「基準地震動」を決め、規制委員会は、その基準地震動に対して耐震性をもっているかどうかを判断し、規制基準に適合しているかどうかを審査します。

基準地震動を超える地震が来たらすぐ建物や設備は壊れるのかというそうではありません。そこには「耐震裕度」を見ており、その裕度内なら耐震性は保証されているとみなしています。（5頁表6「耐震裕度」の項参照の事）

それでは、耐震裕度を超える地震動が襲ったら、どうなるか？建物・設備は壊れて、いつべんに放射能が環境に飛び出し、福島事故以上の大惨事となることは請け合いです。原子炉建屋や設備がその機能を維持できなくなる限界点のことを「クリフエッジ」（5頁表6「クリフエッジ」の項参照の事）と称していますが、表9が大飯・高浜原発の「クリフエッジ」を表したものです。（ただし関西電自らのストレステストの結果）

大飯原発では基準地震動が700ガルで耐震裕度が1.8倍、従って地震のクリフエッジは1260ガルということになります。1260ガルを超える地震動では大飯原発は壊れ、大惨事になるという結果になります。このことは福井地裁の裁判の過程で関西電力自身が認めています。（ただし現在の規制委審査会合で、大飯原発の基準地震動は856ガルに引き上げることで合意しています。仮に856ガルの1.8倍としても1541ガルとなり、これを超える地震動がくれば大飯原発は大惨事を起こします）

ところが実際には、日本の地震ではこの程度の地震動はしょっちゅう襲っているのです。地震動を「ガル」で計測できるようになってからでも、2008年6月14日に発生した「岩手宮城内陸地震」（マグニチュード7.2、最大震度6強）では岩手県一関市厳美町祭時で4022ガルを記録しています。（いわゆる既往最大の地震動）もしこのクラスの地震動が大飯や高浜を襲えば、原発はひとたまりもありません。関西電力は「4022ガルの地震動が大飯原発を襲うことなど考えられない」としていますが、これは科学的説明になっていません。現実に表10が、2000年代に入ってから原発を襲った基準地震動以上の地震動のリストです。5件あります。これまで「4022ガル」が原発を襲わなかったのは「幸運」というほかはありません。

それでは規制基準では、なぜこのような、実際とかけ離れた「基準地震動」でよしとしているのか疑問が残ります。それは、基準地震動のデフォルトをこれまで観測された地震動の平均値に置いているからです。学術的にはこれでいいのかもしれませんが、原子力防災の観点からは、そうではありません。絶対に苛酷事故を起こさない、という観点からは、4022ガル（既往最大）に基準地震動を置いて、それに耐震裕度をかけてクリフエッジを決めるべきなのです。規制基準の盲点の一つ、というべきでしょう。

表8 福井地裁判決の地震動に関する判決

- …大飯原発について、
- ①従来の基準地震動Ssの1.8倍を超える地震が到来する危険があること、
 - ②基準地震動Ssを超える地震はもとより、基準地震動Ssに満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得ること、
 - ③堅固な施設で囲われていない使用済み核燃料は危険であること…

【資料参照】大飯・高浜原発を仮処分福井の会「仮処分申立書」28頁

表9 大飯原発・高浜原発のクリフエッジ

（関西電力ストレステストの結果に基づく）

	大飯原発	高浜原発
基準地震動	700ガル	550ガル
最大裕度	1.80倍	1.77倍
地震クリフエッジ	1260ガル	973.5ガル
津波クリフエッジ	高さ11.4m	高さ10.8m

*クリフエッジ：原発のプラントが急変する地震、津波などの荷重レベル。プラントの機能が維持できなくなる限界値

*なお福井地裁は、2015年1月28日の第1回審尋で「基準地震動を550ガルから700ガル（高浜原発の例、大飯原発も同様）に引き上げた場合、クリフエッジが動くのかどうか」とする質問を双方に提出している。

*規制委審査会合で、関西電力が合意した基準地震動は大飯で856ガル、高浜で700ガルである。

【参照資料】「仮処分申立書」17頁及び「第1準備書面」2頁から5頁

表10 基準地震動を上回る地震が原発を襲ったケース

平成17年（2005年）8月16日宮城県沖地震と①女川原発
平成17年（2005年）8月16日に宮城県沖で地震が発生。①東北電力女川原発において観測された地震動のはざり波の応答スペクトルは、女川原発の基準地震動S2の応答スペクトルを上回った。
平成19年（2007年）3月25日能登半島地震と②志賀原発
平成19（2007年）年3月25日に能登半島地震が発生。②北陸電力志賀原発1号機及び2号機において観測された地震動のはざり波の応答スペクトルの一部が志賀原発1号機及び2号機の基準地震動S2を超過。
平成19年（2007年）7月16日新潟県中越沖地震と③柏崎刈羽原発
平成19年（2007年）7月16日に新潟県中越沖地震が発生。③東京電力柏崎刈羽原発において観測された記録に基づいて推定された地震動が、柏崎刈羽原発の1号機乃至7号機に係る基準地震動S2を1.2倍から253.8倍上回ると評価された。
平成23年（2011年）3月11日東北地方太平洋沖地震と④福島第一原発及び⑤女川原発
平成23年（2011年）3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生。④福島第一原発及び⑤女川原発に、基準地震動Ssを超える地震動が到来した。

【資料参照】大飯・高浜原発を仮処分福井の会「仮処分申立書」24～25頁

2014年11月27日の大津地裁判決の意味

今回の「仮処分命令申立」事件、と同じ構造をもった裁判が、2014年11月27日に下された大津地裁(山本善彦裁判長)判決です。滋賀県の住民らが申し立てていた「大飯・高浜原発運転差止仮処分命令」を大津地裁は却下したのです。

一般マスコミは「却下」の結論だけを報道したので、この大津地裁判決の意味は正しく伝わっていないようです。また関電もこの時「当方の言い分が認められてこの判決を評価する」という内容のコメントを出しました。この判決の意味を比較的正しく捉えていたマスコミ報道は、さすがに福井新聞ですが(表12参照のこと)、その福井新聞によっても、大津地裁判決の本当の意味までは伝えていません。

大津地裁判決は、「(福島原発)事故の重大な結果に照らせば、**本件各原発の再稼働後に、いったん重大な事故が発生してしまえば、文字通り、取り返しのつかない事態となり、放射能汚染の被害も甚大なものとなることが想定される**」と述べ(表11参照のこと)、住民の言い分を、**原発再稼働の危険に関しては、全面的に認めている**のです。また、基準地震動の決め方に関しても、「万一の事態に備えなければならない原発事故」に対して「決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどんな合理性があるのか」と規制委の基準地震動評価手法に疑問を提出しています。さらに、「**最大級規模の地震(既往最大、すなわち4022ガル)を基準にすることこそ合理性があるのではないか**」と、全く福井地裁の立場と同一の見解を示しています。(同じく表11参照のこと)住民の言い分を完全に認めています。

それでは何故大津地裁は、申し立てを却下したのか？

「仮処分命令」は、目前に迫った権利侵害の保全を目的にして、出されます。それが目前に迫った権利侵害危機でなければ、その必要なしとして「仮処分命令」は実施できない、それで大津地裁は「申立」を却下したのです。

それでは何故大津地裁は、「目前に迫った権利侵害の危機」、すなわち大飯・高浜原発の再稼働の危険は、目前に迫っていないと認定したのか？地裁判決はいいます。

「原発事故に対応する組織や地元自治体との連携・役割分担、住民の避難計画等についても現段階においては何ら策定されていない」「これらの作業が進まなければ再稼働はありえない」「このような段階にあって、**原子力規制委員会がいたずらに早急に、新規規制基準に適合するとして判断して再稼働を容認するとは考えがたい**」、としたのです。(同じく表11参照のこと)

大津地裁判決は、ここで事実誤認を犯していたのです。**規制委は適合審査で合格かどうかを判断するだけで、再稼働は判断しない**のです。現在の原子力規制法体系全体は、再稼働にあたって①規制基準合格、②30km圏地元自治体同意、が法的要件とするだけで、再稼働決定の決まりは設けていないのです。(私は曖昧模糊のまま再稼働するために意図的に、この法体系が作られた、と疑っています)山本裁判長は、規制委が再稼働まで認める組織だ、その再稼働の条件は、住民の安全が確保されていない現状で、規制委が認めるとは考えがたい、としたわけです。山本裁判長がそう考えるのも無理はありません。それが本来の原子力規制委員会のありかたですから。しかし実際の規制委は、規制基準適合までは任務だが、再稼働決定までは知らないよ、とする中途半端な組織なのです。

これが大津地裁「申立却下」の本質でした。ここで「再稼働が目前の危機ではない。そうすれば、申し立ては“却下”される」という重要なヒントが関電に示されることにもなりました。

表 11

大津地裁判決 抜粋

「規制委員会がいたずらに早急に、新規規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは考えがたい」

「事故の重大な結果に照らせば、本件各発電所の再稼働後に、いったん重大な事故が発生してしまえば、文字通り、取り返しのつかない事態となり、放射能汚染の被害も甚大なものとなることが想定される」

「自然科学においてその一般的傾向や法則を見いだすためにその平均値をもって検討していくことについては合理性が認められようが、自然災害を克服するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の評価・策定にあたって、直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか。加えて、研究の端緒段階にすぎない学問分野であり、サンプル事例も少ないことからすると、着眼すべきであるのに捉え切れていない要素があるやもしれず、また、地中内部のことで視認性に欠けるために基礎資料における不十分さが払拭できないことなどにも鑑みると、現時点では、最大級規模の地震を基準にすることこそ合理性があるのではないのか。」

「原発事故に対応する組織や地元自治体との連携・役割分担、住民の避難計画等についても現段階においては何ら策定されておらず、これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ない」

「このような段階にあって、同委員会(原子力規制委員会のこと)がいたずらに早急に、新規規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えがたく、上記特段の事情が存するとはいえない。」

※赤字は当方による強調

【資料参照】大飯・高浜原発を仮処分福井の会「仮処分申立書」32～33頁

表 12

福井新聞 大津地裁判決報道

高浜、大飯原発再稼働差し止め却下 仮処分申し立てで大津地裁

(2014年11月27日午後1時23分)

関西電力の高浜原発3、4号機(福井県高浜町)と大飯原発3、4号機(同県おおい町)の地震対策は不十分だとして、滋賀県の住民らが再稼働差し止めを求めた仮処分の申し立てについて、大津地裁(山本善彦裁判長)は27日、却下する決定をした。

いずれの原発も停止中。関電が昨年7月、再稼働に向けて、新しい規制基準への適合性審査を申請し、原子力規制委員会が審査を進めている。

山本裁判長は「規制委員会がいたずらに早急に、新規規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは考えがたい」と指摘。再稼働が目前に迫っているとの住民側の主張を退けた。

大飯3、4号機については福井地裁が今年5月に「地震対策に構造的欠陥がある」として、再稼働を認めない判決を言い渡し、名古屋高裁金沢支部で控訴審を係争中。

住民側は、原発のある若狭湾周辺は多くの活断層があり、想定を超える地震や津波が起こる可能性が高いと主張。原発の耐震設計の目安となる地震の揺れが過小に評価されており「福島原発事故と同様の事故が起き、琵琶湖が汚染され、生命に深刻な危険が生じる」と訴えた。関電は「安全性は十分確保されている」と反論し、申し立ての却下を求めた。

仮処分は、通常の訴訟で争うと時間がかかるため、当事者の権利を守るために暫定的に行う手続き。

大飯3、4号機は大阪地裁でも同様の仮処分申し立てがあったが却下され、大阪高裁も同様に判断した。

【資料引用】

http://www.fukuishimbun.co.jp/localnews/npp_restart/58348.html

「仮処分命令申立」を何故緊急に行わなくてはならなかったか？－福井地裁判決を無視する関電・規制委、原発自治体・・・

3 頁表 3 の「結語」に端的に示されているように、今回福井地裁に対しておこなわれた「仮処分命令申立」は緊急に行われたものでした。そしてその直接の動機は、大津地裁で「大飯・高浜原発運転差し止め仮処分命令申立」が却下されたことにありました。また、却下の理由は、再稼働が目前に迫った危機ではない、と誤解したことでした。また、その誤解は、司法が「理想（架空）の原子力規制委員会」に、全幅の信頼を寄せたことにあったことはこれまで見たとおりです。

こうした動きを見て、福井の市民グループは、「仮処分命令申立」を提出し、いわば実力行使にでたわけです。（余計なことですが、私は日本の反・脱原発運動の進化を思わざるを得ません。日本の反・脱原発運動は、イベント型、スローガン・アピール型から、実際に戦える運動体にいつの間にか成長していたのです。もちろんこの成長を支えたのは、優秀な法律専門家の存在、原子力資料情報室などの地道な調査・研究活動の蓄積があることを忘れてはなりません。反原発運動は下火だ、などとはトンデモない話です。派手なイベント型、スローガン・アピール型から脱皮しつつあるのが現状です）

しかしこの市民グループが危機感を抱いたのはそればかりではありません。「大飯原発運転差し止め命令」を出した福井地裁判決を、関電、原子力規制委員会、福井県、おおい町、高浜町といった原発自治体（原発自治体とは、原発の立地する自治体という意味ではありません。原発とともに生息し、原発とともに経済発展を企図する自治体という意味です。もちろん原発自治体は“原発安全神話”を信奉せざるを得ません）、日本国政府などといった原発推進勢力は、判で押したように、福井地裁判決を無視する態度に出ているからです。これが「仮処分命令申立」にいたる伏線となりました。

例えば、福井地裁判決にすぐさま控訴した関電社長の八木誠氏は、「控訴というのは判決が確定していないということ。安全性が確認された原発は一日も早く再稼働したい」と述べ、文字通り福井地裁判決を頭から無視しました。（表 13-1 参照）また規制委の田中俊一委員長は、判決が出た日の定例記者会見で「司法の判断について私から申し上げることはない」「我々の考え方で適合性審査をしていく」と述べています。（表 13-2 参照）

ところで、関電の八木社長は、「安全性が確認された原発」と述べ、規制委審査は「安全性を審査している」という印象を与え、田中氏は「適合性審査」と呼んで、両者の言葉使いに微妙な食い違いを見せています。これは田中氏の言葉使いが正しいわけで、規制委審査会合は、なにも「原発の安全性を審査」しているわけではありません。「規制基準」（5 頁表 6 の「規制基準」の項参照の事）に合致適合しているかどうかを審査しているに過ぎません。ですから審査合格をしても「安全とは申し上げません」（田中委員長）といわざるを得ないのです。一方関電としては「審査合格は安全のお墨付き」という建前を崩すわけにはいきません。「絶対安全でない」という事実を認めようものなら、原発自治体が離反するからです。

その原発自治体では、福井県知事の西川一誠氏が「安全を確認した原発は再稼働させる政府方針にはかわりない」と県民に「新原発安全神話」をアピールしつつ、「上級審で覆らない限り、再稼働させられないという性格ではない」と、これも福井地裁判決無視の態度に出ています。高浜町長の野瀬豊氏に至っては「現在は基準地震動さえ変わっている。規制委員会の審査をどう見るかが問題だ」と、福井地裁判決の趣旨を理解しないままコメントをだしています。

誰もが福井地裁判決を頭から無視する姿勢を見るにつけ、市民グループは危機感を深めていったのだと思います。

表 13 福井地裁判決に対する各コメント

表 13-1 関西電力のコメント

関西電力 八木誠社長 (2014 年 5 月 27 日記者会見)

「規制委員会の安全審査、国の了承、地元である福井県、立地町の同意という条件が整えば、再稼働を実現していく。」

「（福井地裁判決）控訴というのは判決が確定していないということ。安全性が確認されたプラントは、一日も早く再稼働していきたいという考えに変わりはない。」

「（高浜原発については）地元理解が得られれば、従来どおりプルサーマル発電の方向で思っている。」

「当社は、これまでの主張が裁判所にご理解いただけなかったことについて、誠に遺憾であると考えており、5 月 22 日に控訴し、判決は確定していません。引き続き、控訴審において大飯発電所 3、4 号機の安全性について主張してまいります。当社としましては、今後も引き続き、新規制基準適合性に係る審査に真摯、かつ迅速、的確に対応し、安全性が確認されたプラントについては、立地地域の皆さまのご理解を賜りながら一日も早く再稼働できるよう全力で取り組んでまいります。」

【資料参照】大飯・高浜原発を仮処分福井の会「仮処分申立書」34～35 頁

表 13-2 原子力規制委員会のコメント

田中俊一原子力規制委員会委員長 (2014 年 5 月 21 日記者会見)

「いつも申し上げていることですが、司法の判断について、私の方から申し上げることはないということです。だから、大飯については、従来どおり、我々は我々の考え方で適合性審査をしていくということになるかと思えます。」

「全てのものが完全であるということはありません。全てのものが完全であれば、1 つでいいわけ。でも、これもだめ、これもだめ、これもだめといったときでも大丈夫のようにしているのが、これは多重防護の考え方だから。」（記者会見質疑のやりとり。福井原発事故で変電所が液化して使用できなくなっていたことについて問われ）

【資料参照】大飯・高浜原発を仮処分福井の会「仮処分申立書」36 頁・38 頁

表 13-3 福井県・おおい町・高浜町のコメント

福井県 西川一誠知事

「大飯原発に関しては大阪高裁で異なる内容の決定も出ている。司法の場できちんと吟味をしなければいけない。政府としては規制委を通して安全を確認した原発を再稼働させる方針に変わりはないと理解している。地裁の判決が上級審で覆らない限り、再稼働させられないという性格のものではないだろう」

おおい町 中塚寛町長

「司法の判断であるので、粛々と受け止める」

高浜町 野瀬豊町長

「争われたのは再稼働の局面にあった（当時の）状況についてであり、現在は基準地震動さえ変わっている。規制委員会の審査をどう見るかが問題だ」

「司法の判断なので批判するのは適切でない」

「現状は（安全）対策がなされており、学術的な解釈に齟齬がある。上級審では解釈の根拠を含めてテーマになるのではないか」

【資料参照】大飯・高浜原発を仮処分福井の会「仮処分申立書」39～40 頁

表 13-3 政府のコメント

菅義偉官房長官

「国としてコメントすべきではない」

（規制委員会が安全性を確認した原発を再稼働させる政府の方針について）「全く変わらない」

【資料参照】大飯・高浜原発を仮処分福井の会「仮処分申立書」40 頁

2015年1月28日第1回審尋で関西電力の示した反論

福井の市民グループが、2014年12月5日に福井地裁に申し立てた「大飯・高浜原発運転差止仮処分命令」事件の第1回審尋は、2015年1月28日に福井地裁で行われました。債権者（**申立て市民グループ**）は、すでに申立て時に、冒頭に紹介した一連の書面を提出していますので、第1回審尋では、今度は関西電力が反論する番となります。関電は答弁書のほか、第一準備書面、第二準備書面、第三準備書面、第四準備書面、証拠説明書、進行に関する意見書、と膨大な書類を提出しました。

この一連の書類は関電の Web サイトでは読むことができません。関電は自社 Web サイトに掲載していないようなのです。関電の提出した書類は、「**福井から原発を止める裁判の会**」の Web サイトで読むことができます。私もそのサイトで読みました。関電の膨大な書類には福井地裁判決を覆す新証拠はなかった、といていいと思います。それどころか「本件原発の地震に対する安全性は確保されており、地震に起因して、債権者らの人格権を侵害する具体的な危険が生ずることはない」（表14 関電「第一準備書面・結語」参照のこと）と述べています。

これでいえば、関電は大飯・高浜原発で発生する地震とその地震動をコントロールできる「神」のごとき存在です。誰が、大飯・高浜原発の重要施設が破壊されるような地震動はやってこない、と断言できるでしょうか。これは少なくとも「新原発安全神話」ではあっても「防災科学」ではありません。

また答弁書「小括」においては、原発に関し、原発なしでは「電力需給の厳しい状態が続くほか環境保全及び経済性の面でも大きな影響が生ずる」（表15 参照のこと）と繰り返しています。

これらは、すでに福井地裁判決において、電気を作る手段である原発運営の経済的自由は、法制下で最高の価値をもつ人格権より劣位にある、人の生命に根拠もつ人格権と電気料金の高い安いを同列に論ずることはできない、原発はCO2を排出しないがゆえにクリーンなエネルギーだというのが、大量の放射能を放出する原発をクリーンなエネルギーだとするのは全くのお門違いだ、としてことごとく論破されているポイントです。これでは、関電は福井地裁判決を全く読んでいないことになり、もう少しましな書き方があったのではないかなと思うほどです。

「本件各原発の起動のメドは立っていない」

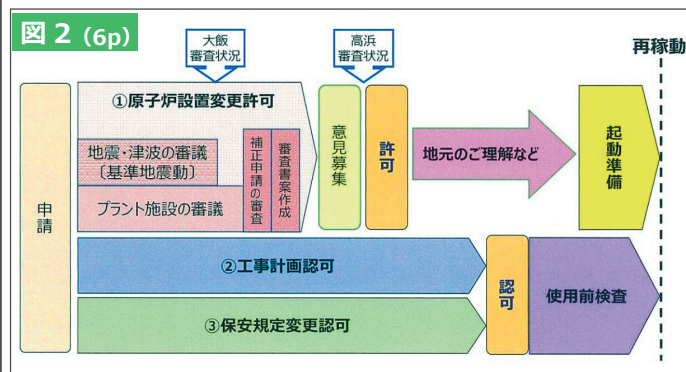
こうした書面の中で特に私の注意を引くのは、「進行に関する意見書」の中身です。表16がその意見書の抜粋ですが、関電（債務者）は「（債権者は）本件各発電所の起動時期が迫っていると主張している」が、実は差し迫っていない、といいます。そして「いずれも原子力規制委員会の手続きの途上にあり、具体的な起動時期の目処は立っていない」と述べています。（表16「4小括」の項参照のこと）

<10 頁に続く>

表16 関西電力 「進行に関する意見書」 抜粋

第3 本件各発電所の起動時期と審理期間確保の見通し（4～5p）

債権者らは、「本件高浜原発においても約3か月後（平成27年2月頃）に再稼働される可能性があり、また…本件原発についても…本件高浜原発の再稼働と間を置かず再稼働される可能性がある」と主張し（仮処分申立書43頁）、本件各発電所の起動時期が差し迫っていると主張している（同41～45頁）。しかし、債権者は、本件各発電所の起動時期は未だ差し迫っているとはいえない。それゆえ、本件仮処分の審理期間は、本件各発電所の起動に至る前にも相当程度確保することができる見通しである。以下、詳述する。



2 原子力規制委員会における手続きの状況

(2) 小括（7p）

以上のとおり、本件各発電所は、原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定認可の各申請に係る途上にある、これらの手続の後にも使用前検査等が控えているという状況にある。これらの手続に今後要する期間は現時点では具体的に明かではなく、本件各発電所の具体的な起動時期の目処は立っていない。

4 小括（8p）

このように、本件各発電所は、いずれも原子力規制委員会における手続の途上にあり、具体的な起動時期の目処は立っていない。また、川内原子力発電所の審査状況を踏まえると、高浜3、4号機については平成27年11月に起動し、大飯3、4号機については平成28年度以降に起動すると想定される。これらの事情を踏まえると、本件各発電所の起動は、相当程度先のものと見込まれる。

したがって、本件仮処分については、本件各発電所の起動に至る前にも相当程度の審理期間を確保できる見通しである。

※赤字は当方による強調

【資料参照】大飯・高浜原発仮処分福井支援の会
<http://adieunpp.com/karisasitome/150128kanndsinnkouikenn.pdf>

表14 関西電力 第一準備書面 「結語」 抜粋

第7章 結語

以上述べてきたとおり、債権者は、本件各発電所敷地周辺の地震発生状況、地質・地質構造に関して、詳細な調査・評価を実施した上で、それらの調査・評価結果に基づき、検討用地震を選定している。そして、敷地及び敷地周辺の地下構造の調査・評価結果も踏まえて、保守的な条件で「基本ケース」を設定するとともに、さらに様々な不確かさも適切に考慮した上で、最新の地震動評価手法を用いて検討用地震の地震動評価（「敷地ごとに震源を特定せず策定する地震動」も評価した上で、本件各発電所の基準地震動が到来することはまず考えられないところである。

そして、本件各発電所の「安全上重要な設備」は、全て、この基準地震動に対して耐震安全性を備えており、また、実際には、「安全上重要な設備」の耐震性は、基準地震動に対して余裕を有しているの、万一、本件各発電所に基準地震動を超える地震動が到来することがあっても、「安全上重要な設備」が直ちに機能喪失し、本件各発電所が危険な状態に陥ることにはならない。

以上より、本件各発電所の地震に対する安全性は確保されており、地震に起因して、債権者らの人格権を侵害する具体的な危険が生じることはない。

※赤字は当方による強調

【資料参照】大飯・高浜原発仮処分福井支援の会
<http://adieunpp.com/karisasitome/150128kandjunnbi1.pdf>

表15 関西電力 答弁書 「小括」 抜粋

第3 小括

債権者は、これまで、エネルギーの安定供給、環境への影響、経済性を勘案し、バランスの取れた電源構成の構築、すなわち、原子力、火力、水力等の各電源のそれぞれの特性を生かした効率のよい運用に努めてきた。しかしながら、本件各発電所を含めた原子力発電所が停止した状態が続けば、上記のとおり電力需給が厳しい状態が続くほか、環境保全及び経済性の面でも大きな影響が生じる。本件各発電所は、債務者管内の電力供給において重要な役割を担っており、関西地域における市民生活、経済活動等、社会全般を支える電力の安定供給のために必要不可欠なのである。

【資料参照】大飯・高浜原発仮処分福井支援の会
<http://adieunpp.com/karisasitome/150128kanndtoubennsyio.pdf>

＜9頁より続き＞ これは私とすれば「アレレレ？」ものです。「一刻も早く再稼働する」と日頃威勢のいいことをブチ上げている関電社長八木氏の発言とは全く裏腹な書きぶりだからです。

そして次のようにいいます。

「高浜3,4号機については平成27年(2015年)11月に起動し、大飯3,4号機については平成28年(2016年)以降に起動すると想定される」「これらの事情を踏まえると本件各原発の起動は、相当程度先のことと見込まれる」(同「4小括」)

このチラシの冒頭で紹介した毎日新聞の「高浜原発 11 月再稼働」報道の根拠が、この「仮処分命令事件」にあったのだな、ということがわかります。

ここで私はさらに「おかしいな」と思います。「**具体的な起動の目処は立っていない**」(私はこれが関電のホンネだと思います)といながら、なぜ高浜原発の稼働時期を 2015 年 11 月とできたか、と言う点です。これについて関電の「意見書」は、別のところで、メドは立っていないが、メドを立てないと経営計画ができないので 11 月とした、と述べています。私は関電の無能経営を自ら認めた記述だと思います。

一般に企業経営では、事業計画進行にメドが立たない時、その事業計画を外して経営計画を立て、採算性を維持しようとしします。それは当然でしょう。メドが立たない事業を経営計画に入れれば、それは経営計画ではなくて、「経営期待」になります。ところが関電流では、「メドが立たないでは経営計画ができないので、11 月とした」というのです。11 月に高浜原発が再稼働できない時は、関電経営陣は、どうやって経営責任をとるのでしょうか？簡単です。経営責任をとるかわりに、また料金値上げをすればいいのです。

それでは、関電は、これまでいってきたこととは裏腹に、なぜ大飯・高浜原発の再稼働をメドの立たないほど、ずっと先のことだ、としたいのでしょうか？

ここまでこのチラシをお読みになった方には、この答えを出すのは比較的容易でしょう。

「第2の天津地裁判決」を狙っているのです。天津地裁判決は、前述のごとく、大飯・高浜原発の再稼働について、その具体的な危険性を認めながらも、差し迫った危険ではなく、仮処分命令を出してまで、債務者の権利(人格権)を保全する必要はない、として「申立」を却下したのでした。関電は、福井地裁判決を覆すにたる新証拠を提出することができません。現在の「申立」は認められる公算が高いのです。これを回避するには、つまり「却下」

に持っていくためには、「再稼働は見通せない」「再稼働は差し迫っていない」として、「第2の天津判決」を狙うしかないので。

早期終結を企図する市民グループ側(債権者)側

一方で債権者たる市民グループは、どう対応するのでしょうか？私には関電の裁判戦略はすでに読み切っていると見えます。

表 17 が、1月27日福井地裁に債権者が提出した意見書の抜粋です。中で「1月28日(つまり意見書提出の翌日)に直ちに審理を終結することを求める。予備的に、同期日において直ちに審理を終結することができない場合は、同期日において審理終結日を決定することを求める」とし、審理の早期終結を求めています。実際には、福井地裁は、1月28日にいくつかの質問を債権者、債務者双方に出し、審理は28日に終結しませんでした。そして次回審尋日を決めただけでなく、次回審尋日を審理終結日としませんでした。債権者側には有利とはいえない展開です。しかし決定された次回審尋日は、2015年3月11日、福島原発事故4周年のその当日でした。

本来は、9頁表16の関電が、意見書に添付した図2に潜む誤魔化しにも触れて、関電のご都合主義を指摘しなければならないのですが、もはや紙幅がありません。10頁図3及び11頁表18と見比べて、関電の誤魔化しを発見してみてください。

表 17 申立人「進行に関する意見 2」抜粋

大飯原発3,4号機,高浜原発3,4号機運転差止仮処分命令申立事件
債権者 松田正 ほか8名
債務者 関西電力株式会社

進行に関する意見書(2)

平成27年1月27日

福井地方裁判所 御中

債権者ら代理人弁護士 河合弘之
ほか

債権者らは、上記事件の進行について、下記のとおり意見を申し述べる。

第1 意見の趣旨

上記事件について、平成27年1月28日の審尋期日において直ちに審理を終結することを求める。

予備的に、同期日において直ちに審理を終結することができない事情がある場合は、同期日において審理終結日を決定することを求める。

第2 意見の理由

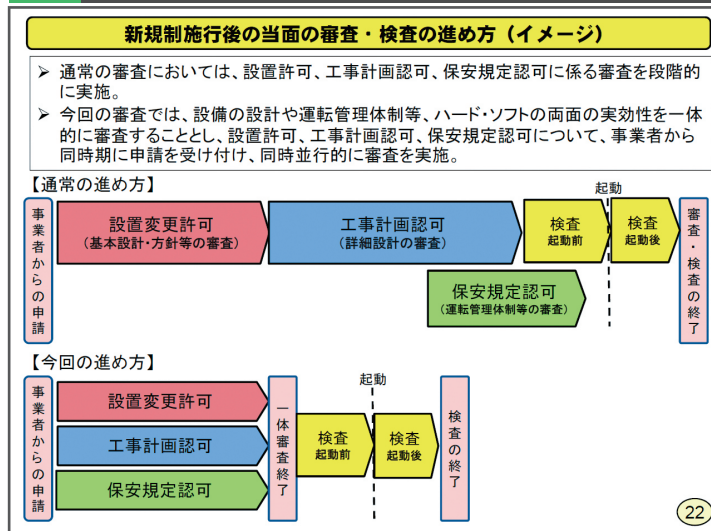
(4)「④本件仮処分の判断が及ぼす影響が非常に大きく、かつ広範囲に及ぶこと」について

債務者は、債務者所有の原発の運転停止が継続することにより、電力需給が厳しい状況が生じているほか、環境保全及び経済性の面でも極めて大きな影響が生じてきているとして、本件原発の再稼働の可否に直結する本件仮処分の判断は、慎重な判断がなされることが必要であると主張する。

しかし、大飯本訴請求事件の福井地裁判決が判示するとおり、我が国の原子力発電への依存率等に照らすと、本件原発の稼働停止によって電力供給が停止し、これに伴って人の生命、身体が危険にさらされるという因果の流れはこれを考慮する必要のない状況であり、また、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、**福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いであり、また、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の可否を判断すること自体、法的には許されないことであるから**、本件仮処分の進行に関しても債務者の上記主張を考慮する必要はない。

※赤字は当方による強調

図 3 実用発電用原子炉に係る新規制基準について 概要 22 頁



【参照資料】原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規制基準についてー概要ー」2013年7月
https://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/seiyou_kondan/dat/25/0002_07.pdf

【資料参照】大飯・高浜原発仮処分福井支援の会
<http://adienpp.com/karisasitome/150127sinnkouikennsy02.pdf>

第2回審尋が「3月11日」と決まった意味

これまで見てきたように、福井を中心とする市民グループ（「**大飯・高浜原発仮処分福井支援の会**」）が申し立てた、「大飯・高浜原発運転差止仮処分命令」は、法と事実と正義と道理に基づく限り、今のところ福井地裁から出される公算が大きいのです。

この申し立ての債権者は「大飯・高浜原発から 250km 圏内に居住する住民」でした。確かに「申立書」に名を連ねている債務者は 9 名でした。しかし 3 頁表 3 に掲載した「申立書・結語」に述べられているごとく「…急遽申し立てたものであり、時間的余裕がなく 9 名の申立てとなったが、その背後には極めて多くの市民が支持している」のは確かなことです。

図 4 は大飯・高浜原発から 250km 圏を示したマップです。関西・中部圏はもとより、東は静岡県から山梨県の一部にかかっています。西は岡山県・鳥取県を通り越して広島県・島根県、

大切なことは、司法（福井地裁）を応援し、勇気づけること

しかし、私は、欲目もあるのですが、第2回審尋の日取りが、「2015 年 3 月 11 日」と決まったことの意味を重く考えたいと思います。「3 月 11 日」は、裁判所、債権者、債務者三者の都合で決まった単なる偶然かも知れません。それとも樋口裁判長の決意がこもった日取りなのかもしれません。広島に居て遠くから応援している一介の市民に過ぎない私などには、推測の根拠すらありません。ただ樋口裁判長の決意がこもった日取りだ、と信じたいというにすぎません。

福井地裁がどう判断するかは別として、私から見れば、高浜原発の再稼働が、4 月だろうが、朝日新聞、共同通信が推測するように「2015 年夏以降」だろうが、関電が想定し、毎日新聞が取り次ぐように、11 月だろうが、「差し迫った危険」であることには何らかわりはありません。福島原発事故以降、私たちはずっと「差し迫った危険」と隣り合わせで生活してきたのですから。

しかし、2 つ確かなことがあります。

法と事実と正義と道理に基づく限り、私は、福井地裁は「大飯・高浜原発運転差止仮処分命令」を出すと思いますが、法と事実と正義と道理に基づかない場合も考えられます。

図 4



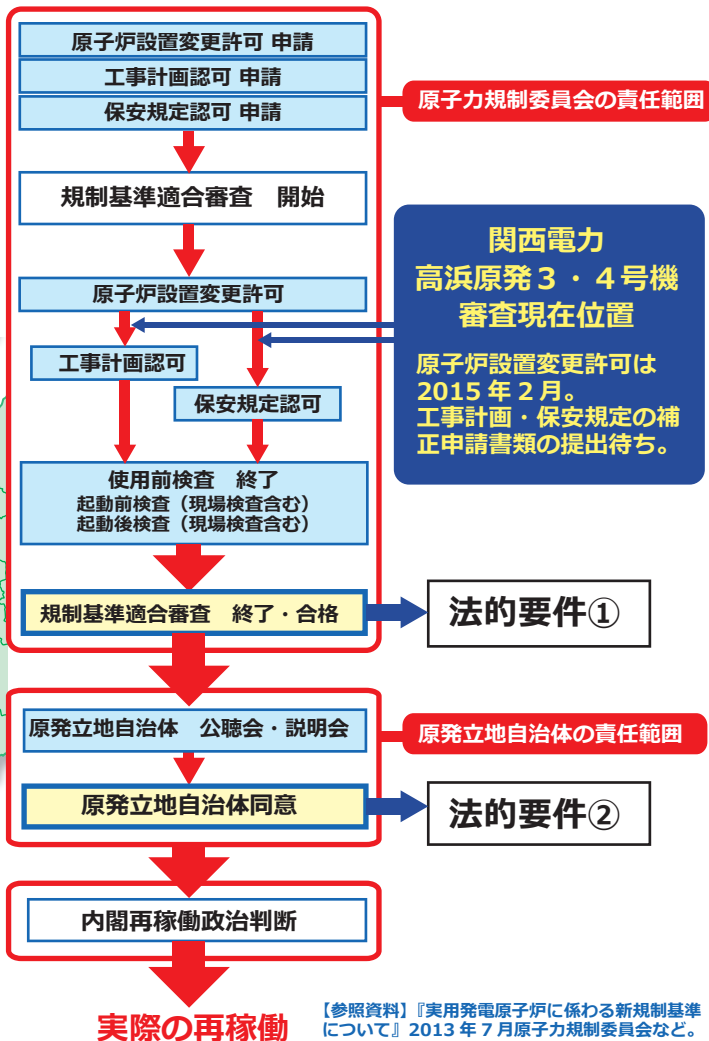
四国は香川県・徳島県がほぼすっぽり入り、一部高知県・愛媛県にかかっています。このエリアの人口はどのくらいなのでしょう？ 数千万人という表現も誇張ではないと思います。

「大飯・高浜原発運転差止仮処分命令申立」事件は、このエリアに居住する全ての市民に関連する訴訟です。私とすれば、「仮処分命令」を福井地裁に出して欲しいと心から願い、念じ、祈らずにはられません。私だけではなく、数多くの市民も同じ気持ちだろうと推測します。事態は、前述のごとく、1 月 28 日の第 1 回審尋の流れを見ると、早期結審を急ぐ債権者側に決して有利な展開とはいえません。あるいは関電の狙うように、「再稼働は差し迫った危険とはいえない」として、「仮処分命令申立」は却下されるかもしれません。第 2 の「大津地裁判決」です。

今までも数多く、そのケースはありました。そのような不正義が行われないように、この裁判の行方をしっかり見守っておくこと。（監視しておくこと）

もう一つは、福井地裁とこの裁判を戦っている市民グループに応援・支援の声を届けること、特に福井地裁に対しては、司法に対する期待と、私たちの応援の声を届け、多くの市民が支持していると司法を勇気づけること、これが今一番大切なのではないかと私は思います。

表 18 原発再稼働許可までの法的手続きフローチャート



大飯・高浜原発仮処分 福井支援会

<http://adieunpp.com/karisasitome.html>

「大飯・高浜原発仮処分支援の会」に原告・被告双方の資料、および裁判の進行状況が報告掲載されております。是非一度、原文をお読みになってみてください。

現在日本は、福島第一原子力発電所事故による 「原子力緊急事態宣言」下にあります

(2011年3月11日19:03発令)

被曝なき世界へ



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

日本はまだ原子力緊急事態中です

原子力災害本部長は内閣総理大臣で、国民の安全と生活を守るため全力を挙げて終息させるよう指揮を執る責任と義務を負い、遂行する権限を持っています

事故前の通常時からすれば、本来出てはいけぬ核種の放射能がまだ大量に出続けています

炉心では核燃料も溶融しデブリになっていることを東電も認めました

廃炉の第一段階である燃料取り出しの見通しが全く立たないことを意味します

高い被曝線量により原子炉に人間は近づけず、デブリを取り出す技術もまだありません

最低でも10数年はこのままの状態が続くことが決定的です

福島第一原発による第二苛酷事故の可能性も去っていません

原発賛成・反対は二の次の問題、福島原発事故が終息してからの問題です

九州電力川内原発・関西電力高浜原発の再稼働などもつてのほかです

福島原発事故の上に、追加放射能と新たな原発苛酷事故のリスクを付加するだけです

黙っていれば容認になり、そのリスクや負担はすべて私たちが負うことになります

一人一人がいま、正確な情報を知り、知ろうとし、考えることが大切です

一人一人が正確な情報を知ろうとすることだけでも、それは解決の方向に向かう大きな力になります

毎回、チラシのテーマ・内容が違います。過去チラシも是非ご参考になしてください

http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/